

基本構想の作成状況

◆基本構想作成済み市町村及び作成予定市町村

基本構想を作成した市町村は280市町村で、このうち、3,000人／日以上旅客施設が所在する市町村は268市町村であった。また、基本構想の作成を予定している市町村は76市町村で、このうち、3,000人／日以上旅客施設が所在する市町村は64市町村であった。

基本構想の有無

		作成済		未作成	
全市町村数	1,741	280 (16.1%)		1,461 (83.9%)	
旅客施設のある市町村	1,393	278 (20.0%)		1,115 (80.0%)	
	(5,000人以上／日) ※1	492	251 (51.0%)	241 (49.0%)	
	(3,000人～4,999人以上／日) ※2	131	17 (13.0%)	114 (87.0%)	
	(3,000人未満／日) ※3	770	10 (1.3%)	760 (98.7%)	
旅客施設のない市町村	348	2 (0.6%)		346 (99.4%)	

※1 利用者数が5,000人／日以上旅客施設をもつ市町村

※2 最も利用者数の多い旅客施設の利用者が3,000～4,999人／日の市町村

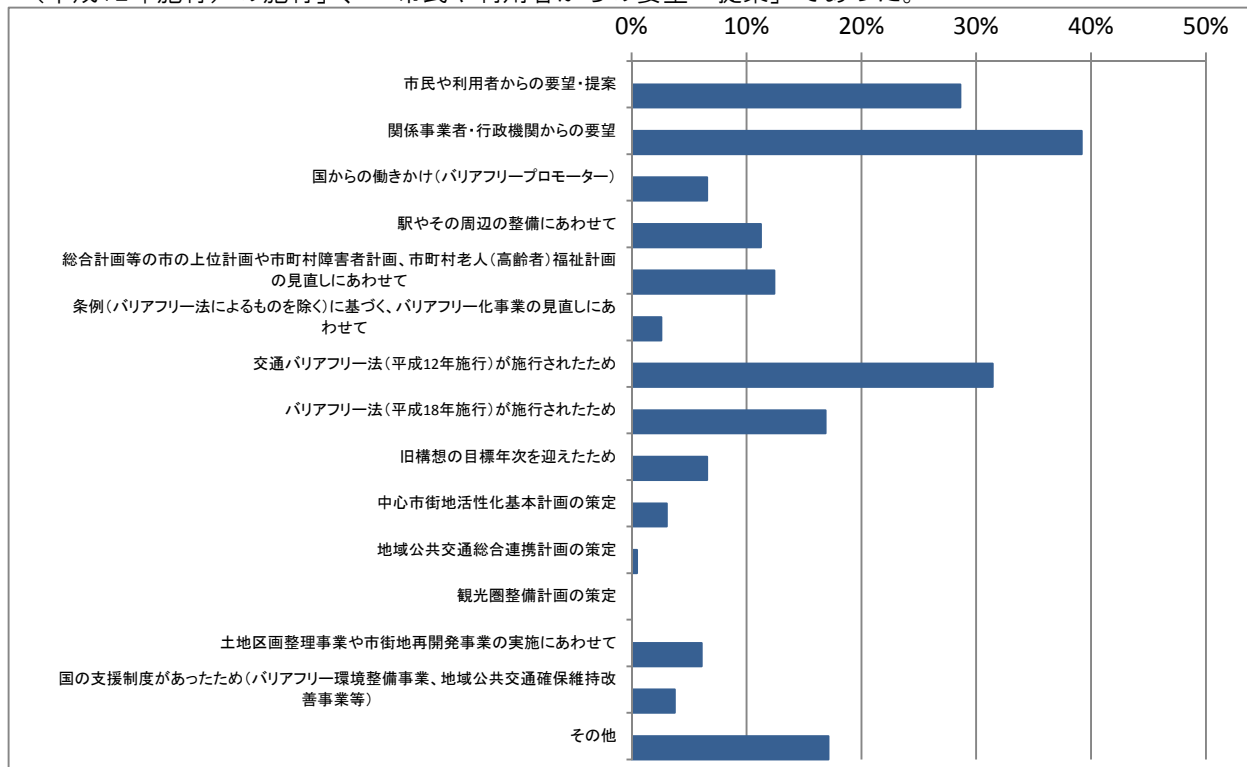
※3 利用者数が3,000人／日以上旅客施設をもたない市町村

基本構想の作成予定状況 () はすでに1つ以上基本構想を作成済みの市町村数

	作成予定あり	作成着手済	平成25年度中に作成着手予定	平成26年度中に作成着手予定	平成27年度以降概ね5年以内に作成着手予定	作成予定なし又は時期未定	
全市町村数	76(42)	20(16)	13(9)	10(2)	33(15)	1,665	
旅客施設のある市町村	75(42)	20(16)	13(9)	9(2)	33(15)	1,318	
	(5,000人以上／日)	59(38)	17(15)	10(8)	6(2)	26(13)	433
	(3,000人～4,999人以上／日)	5(2)	1	2(1)	1	1(1)	126
	(3,000人未満／日)	11(2)	2(1)	1	2	6(1)	759
旅客施設のない市町村	1	0	0	1	0	347	

◆基本構想のきっかけ

基本構想作成の主なきっかけは、「関係事業者・行政機関からの要望」、「交通バリアフリー法（平成12年施行）の施行」、「市民や利用者からの要望・提案」であった。



◆基本情報の提案受付体制及び受理件数

基本構想の提案を受け付ける体制がある市町村は207市町村であり、実際に提案を受け付けたのは8市村。このうち、基本構想を作成・変更することを公表した市町村は4市であった。

提案を受け付ける体制（窓口となる連絡先の設定等）の有無

		体制あり	準備中	体制なし
旅客施設あり市町村	1,393	195	34	1,164
旅客施設なし市町村	348	12	6	330
合計	1,741	207	40	1,494

提案の有無

提案を受けたことがある	8
これまでに提案はない	1,733
合計	1,741

◆協議会の設置状況及び協議会の構成メンバー

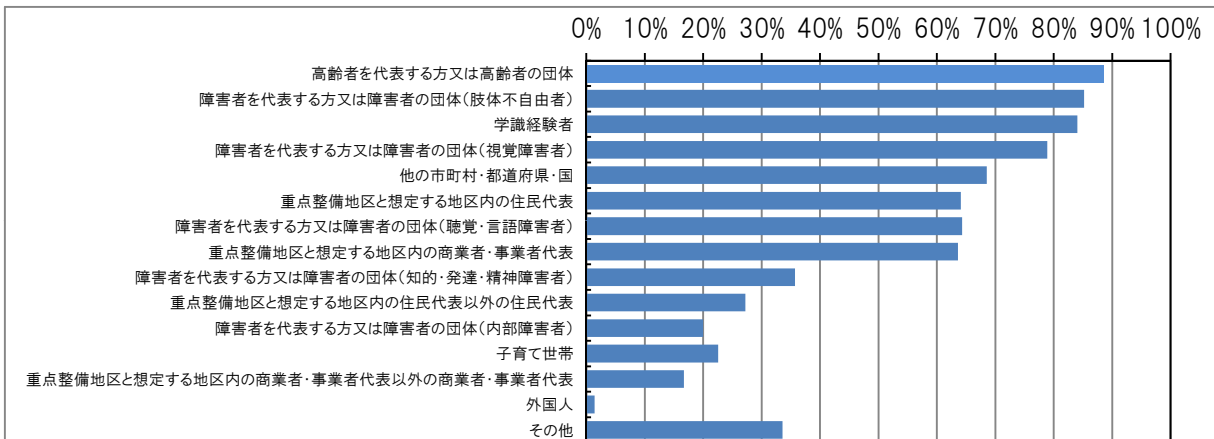
全426基本構想のうち、372の基本構想で作成時に協議会を設置している。このうち現在も協議会を設置しているのは115基本構想である。協議会の構成メンバーは、「高齢者を代表する方又は高齢者の団体」、「障害者を代表する方又は障害者の団体（肢体不自由者）」、「学識経験者」などが多い。

協議会設置の有無

協議会を設置している	115	(27.0%)
協議会を設置していた（現在は解散）	257	(60.3%)
協議会を設置していない	54	(12.7%)

※同一地区において複数基本構想を作成した例があるので重点整備地区の総数と必ずしも一致しない。

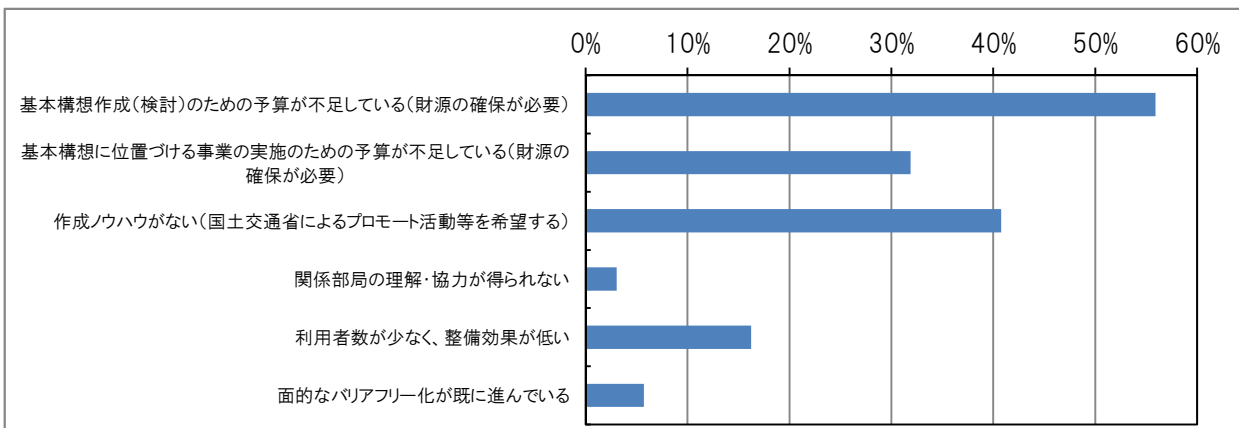
協議会の構成メンバー



◆基本構想の作成が困難な理由

基本構想の作成意向はあるものの、実施が困難と回答した819市町村における主な理由は次のとおり。

基本構想の「作成意向あり」に該当する819市町村における実施が困難な理由

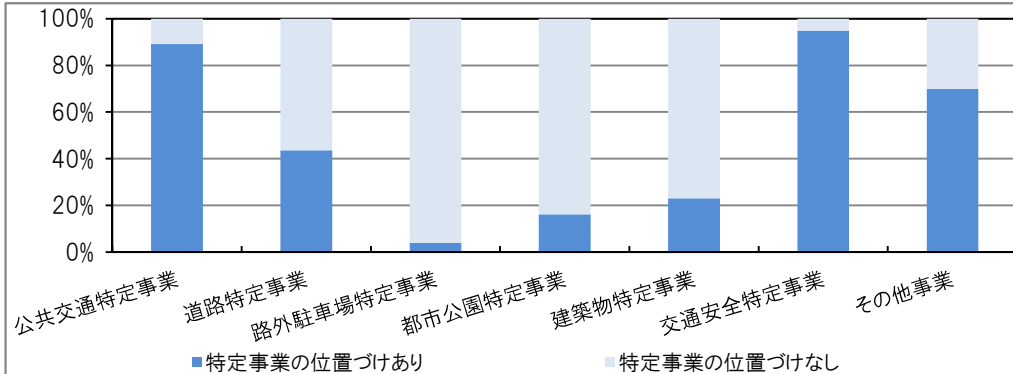


特定事業の位置づけ及び進捗状況

◆特定事業の位置づけ

基本構想に位置付けられている特定事業は、「公共交通特定事業」及び「交通安全特定事業」の割合が高い。

特定事業の位置づけ状況



◆特定事業の進捗状況

基本構想の進捗状況は、特定事業として位置づけられている割合の高い「公共交通特定事業」及び「交通安全特定事業」の事業進捗率（事業完了の割合が大きいもの）が高くなっている。

特定事業の進捗状況

